

審 査 基 準

平成30年1月4日作成

法 令 名： 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
根 拠 条 項： 第12条第3項
処 分 の 概 要： 防犯登録を行う者の指定
原権者（委任先）： 東京都公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則 第1条第2項
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間： 30日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先： 生活安全部生活安全総務課生活安全対策第三係
問 合 せ 先： 生活安全部生活安全総務課生活安全対策第三係 電話 03-3581-4321 (内線 703-30255)
備 考：